

二宮町議会 災害時の行動における要綱

《 設置目的 》

この災害行動時における要綱は阪神淡路や中越沖および東日本大震災を教訓として、災害発生時における議会また町民から選ばれた議員の責務としての役割を、明確にしておくことが必要なことから指針として定めるものとする。災害発生時に主体（災害対策本部）となる行政と連携を図ることにより、相互の情報共有・情報交換を行い、より町民の生命また安全の確保を目指していく。議員・議会が被災者のニーズを把握し、しっかりと情報を伝えることで行政をサポートし、必要があれば議会として県や国へ働きかけるなど、今後起こり得るであろう災害に備え、議会として出来る限りの役割を果たしていくことが必要である。

議長および副議長の対応

- 1) 議長は災害対策本部が設置された場合、直ちに可能な限り災害状況の報告を議員へ連絡するとともに、各議員の行動を把握する。
- 2) 議長は町民の救済に協力するために、災害状況を絶えず災害対策本部と共有し把握する。また必要に応じて議員へ協力要請を行なう。
- 3) 議長は必要に応じて、出来る限り速やかに議会全員協議会を開催する。
- 4) 副議長は議長の代行を行なうことが出来ることとする。

議員の対応

- 1) 議員は災害状況を出来る限り把握することに努め、議長へ報告するとともに議員相互での情報交換を図ることとする。
- 2) 議員は町内会・自治会に協力し地域住民の救援にあたる。
- 3) 議員は議長の協力要請に基づき、その対応に務めることとする。